

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇

処 分 庁 吉川市長 中原恵人

審査請求人が令和5年1月19日に提起した処分庁による公文書非公開決定処分（令和4年12月15日道第〇〇号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 令和4年12月1日、審査請求人は処分庁に対し、吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号）第6条第1項の規定に基づき、「平成7年1月26日以降現在に至るまでの市道3-407号線の道路工事の履歴」（以下「本件対象文書」という。）について公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 令和4年12月15日、処分庁は審査請求人に対し、本件対象文書を保有していないとして非公開とする処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和5年1月19日、審査請求人は処分庁に対し、本件処分を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件公開請求をしたが、非公開決定となったところ、実施機関は、その理由を公文書不存在のためとしているが、本件対象文書が廃棄されているのは納得できないため、本件処分の取消しを求める、というものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件処分について、本件対象文書は当時の吉川市文書管理規程（平成元年吉川町訓令第5号。以下「文書管理規程」という。）に基づき適正に廃棄しており、当該文書を保有していないとして本件処分を行ったことに何ら違法又は不当な点はない旨主張している。

理 由

1 本件処分に係る法令等の規定について

文書管理規程では、処分庁が保有する文書の保存期間を第1種から第5種までに区分し、第1種に区分された文書の保存期間を永久保存（平成9年に11年以上に改正されている。）とし、第2種を10年、第3種を5年、第4種を3年、第5種を1年としている。また、文書管理規程別表第2において、それぞれの区分ごとに基準が定められ、契約書等にあつては、重要なものを第1種に区分し、一般的な契約書を第2種に区分している。また、契約に付随する出納に関する文書は、軽易な文書以外の文書を第3種に区分し、軽易な文書を第4種に区分している。

2 本件処分について

- (1) ファイル基準表によれば、本件対象文書に該当する文書については平成8年度のものと同平成11年度のものが存在していた。そのうち、工事写真にあつては第3種に区分し、出来高管理に係る文書及び材料承認願にあつては第4種に区分していた。また、契約書にあつては文書管理規程において、重要な契約書は第1種とし、一般的な契約書は第2種としているところ、本件対象文書は一般的な道路改良工事に係るものであるため、第2種に区分していた。文書管理規程によれば、このよう

に区分したことについて、特段不自然・不合理な点は認められない。

(2) また、本件対象文書が格納されていた保存箱についても、その存在を示す記録がなく、廃棄されているものと認められる。なお、本件対象文書を廃棄したことを証する具体的な資料は存在しないが、吉川市情報公開・個人情報保護審査会の令和5年5月8日付け答申書によれば、当該審査会において、本件対象文書が格納されていた保存箱の有無について現場確認をしたところ、その存在を確認できなかったとしている。

(3) 上記以外においても、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

(4) したがって、本件対象文書を保有していないため非公開とした本件処分は妥当である。

(5) なお、本件処分については、吉川市情報公開・個人情報保護審査会においても、妥当であると判断されている。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月2日

審査庁 吉川市長 中原恵人

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長とな

ります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。